

令和4年 下呂市農業委員会第4回総会議事録

開催日時 令和4年4月4日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員

2 番 上野耕正	3 番 大森公治(推)	4 番 中川元宏
5 番 嶋田浩	6 番 熊崎みどり	7 番 中島義彦
8 番 林忠和(推)	9 番 中川輝男(推)	10 番 田中覚章(推)
11 番 二村昭司	12 番 小林寿	13 番 川口太三(推)
14 番 鎌倉誠也	15 番 細江忠光	16 番 中島尊治
17 番 松嶋光秋(推)	18 番 熊崎博(推)	19 番 中島次郎(推)
20 番 二村正明(推)	21 番 金森茂俊	22 番 高木康則
23 番 佐古健	24 番 日下部道男(推)	25 番 井戸克彦(推)
26 番 佐古正昭(推)		

欠席委員 1 番 山下康子

議事日程

第1 会長あいさつ  
 第2 議事録署名者  
 第3 議事  
 議事 17 号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について  
 議事 18 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議事 19 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議事 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
 議事 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について  
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名  
 本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。  
 ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。  
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
 4 番 中川元宏 委員  
 6 番 熊崎みどり 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第17号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。  
 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条の規定による別段の面積の設定について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第18号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第19号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の7～8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

4番

全てKさんが受けるのですか。

事務局

いわゆる相対での集積計画は1番のみです。出し手が高齢者であるため、中間管理機構などを通すと混乱する可能性があるとのことで、これまでと同様に基盤法に基づく利用権設定としたいという意向でした。2番以降については次の議案で配分計画を審議いただきますのでご確認ください。

会 長

他にご質問はございますか。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決めるにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

議題第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について別紙のとおり配分計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

11番

受け手はどういう組織ですか。

事務局

農業法人です。組合ではありません。元々は野上・尾崎で作業受託をしていた担い手です。水稻やハウレン草などです。

11番

昔からありましたか。

事務局

代表者はまだ若く組織としてはまだ新しいですが、代表の父親が長らく作業受託をしており、息子がそれを引き継いで法人化しました。

会 長

他にご質問はございますか。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定  
について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第4回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

## 第4回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。  
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

### (別段の面積の設定について)

	事務局説明
	<p>議案第17号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について説明いたします。 こちらの案件については、農地法施行規則第17条第2項の適用について別紙の申請書が提出されましたので、農業委員会の承認を求めるものです。 今回は新たな下限面積適用申請はなく、2月に下限面積を適用して許可された案件の解除申請1件のみとなっております。 以上、農地法第3条の規定による別段の面積の設定および解除について審議をお願い致します。</p>

### (農地法第3条)

	事務局説明	担当委員説明
	<p>議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件、無償による所有権移転が1件提出されています。</p>	
1	<p>番号1については、農振農用地です。 譲渡人は、申請地から離れた場所に住んでおり耕作できないため、宅地と一緒に申請地を譲渡したいものであり、譲受人は、申請地を譲り受け、農業に励むものです。 令和3年3月に3条許可を得ましたがその後契約に至らず、令和3年8月に許可の取消を受けておりましたが、この度改めて契約できる状態になったため再申請されました。 譲受人の取得後の耕作面積は、6.93aとなります。通常の下限面積10aを下回りますが、令和3年3月3日の告示により、申請地は下限面積0.01aが適用されています。</p>	<p>18番 熊崎 博</p> <p>3条1番について説明します。場所は、久野川です。国道41号線から久野川地区に入り、****を 少し過ぎた辺りになります。譲渡人は現在野尻に住んでおり、自宅から離れた申請地の管理が困難です。 譲受人は下呂に移住するため隣接する土地建物を購入し、申請地を畑として利用したいとのことです。譲受人は東京に住んでいましたが、定年を迎えるにあたり申請地に隣接する住宅を購入しUターンしてきました。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2	<p>番号2については、農振農用地外です。 譲渡人は高齢となったが後継者がいないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人はの耕作面積は79.35aとなります。</p>	<p>21番 金森茂俊</p> <p>3条2番について説明します。場所は東沓部で、県道から乙姫橋を渡り、東のほうへ200mほど進み、****から山の方へ進んだあたりです。 譲渡人は高齢となったが後継者がいないため、近所に住む譲受人が申請地を譲り受け、農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

3	<p>番号3については、農振農用地外です。 申請地は平成15年、平成17年、平成19年に植林目的で農地法5条の許可を得て所有権を移転しましたが、植林が困難であるまま譲受人が亡くなり、相続人は遠方に居住していて管理が困難であることから譲受人が申請地を譲り受け、農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、15.75aとなります。 なお、議案に記載の通り、この申請に伴い、過去の農地法第5条許可が便宜上取消されています。</p>	25番 井戸克彦	<p>3条3番について説明します。場所は金山町岩瀬で、****寺から200mほど北上した場所です。 申請地は10年以上前に農地法第5条の許可を受けて所有権移転ののち植林を試みましたが、うまくいかないまま当時の譲受人が亡くなり、その後相続を受けた今回の譲渡人は県外に居住しており管理ができないことから、近隣に住む譲受人が申請地を譲り受け、農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。			

**(農地法第5条)**

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、面積については田426㎡、畑1128㎡です。</p>			
1	<p>番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径500m以内に萩原北中学校、きたこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得ていることから、問題は無いと思われれます。</p>	4番 中川元宏	<p>5条1番について説明します。申請地は萩原町野上で、****から400mほど山手へ登ったつきあたりの市道を右に曲がった後、再度山手側に100mほど進んだ場所です。 譲受人は現在市外に居住しておりますが、親の介護のため実家の近くに居宅を建築したいとのことです。譲渡人は申請地の一部で育苗をしていましたが大部分が休耕であり、譲受人の求めに応じて転用許可を求めるとのことであります。 隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われれます。</p>
2	<p>番号2については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われれます。</p>	9番 中川輝男	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町花池で、****の前の道を北上し、****の裏手付近を山側に入ったあたりの住宅に囲まれた農地です。 使用借人は現在アパートに居住しており、将来は親の介護などもしなければならぬため実家付近に居宅を建築したいと考え、親である使用貸人から土地を借り受け、一般個人住宅として使用したいため転用許可を求めるとのことであります。 近接する農地は使用貸人のものであることから、問題は無いと思われれます。</p>

3	<p>番号3については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、半径500m以内に萩原南中学校・みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意も得られていることから問題はないと思われます。</p> <p>なお、この申請は始末書の添付された追認案件です。</p>	10番 田中覚章	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町古関で、益田橋から県道に入り下呂方面へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>申請地の一部は耕作されていますが、一部には既に住宅が建っており、この度住宅を建て直すにあたって申請地が農地であることに気づき、転用許可を求めるものであります。</p> <p>近接する農地の同意は得られており、問題は無いと思われます。</p>
4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	18番 熊崎博	<p>5条4番について説明します。申請地は久野川で、3条1番に近接する農地です。</p> <p>譲渡人は申請地から離れた場所に居住しており管理が難しく、譲受人は隣接する空き家とともに申請地を譲り受け、駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	15番 細江忠光	<p>5条5番について説明します。申請地は門和佐で、県道を上原子育てステーションから火打方面へ600mほど進んだあたりの農地です。</p> <p>申請地は県道に面した休耕地です。譲受人は実家の近くに住宅を建築したいと考えており、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
<p>以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。</p>			

## (農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について)

### 事務局説明

議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。  
今回は、賃貸者契約が11件、使用貸借件の設定が47件が提出されています。

利用権設定番号1については、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸借を更新するものであります。  
面積は6,796㎡。利用目的は畑であり、賃貸借となります。こちらについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

利用権設定番号2以降はすべて一般社団法人岐阜県農畜産公社に貸し付けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上、農地利用集積計画の承認について審議をお願い致します。

## (農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について)

### 事務局説明

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について説明いたします。  
農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。  
議案のA3の農用地利用配分計画案をご覧ください。一枚目向かって左部分については、先ほど承認いただきました農地の状況が記載されています。向かって右部分が審議していただく利用配分計画案となっています。借受希望農業者1名が借り受ける計画です。

次に今後のスケジュールについて説明します。  
本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出し、県で正式に承認され、5月1日から借受開始されることとなります。  
以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。